



### 第23回 ふるさと納税ワンストップ特例について

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部)

大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)



私は毎年ふるさと納税をしています。サラリーマンなので「ふるさと納税ワンストップ特例」制度を利用し、寄附金控除についての確定申告はしていません。

ところが今年は昨年中の医療費が10万円以上であったため、医療費控除の申告はしましたが、寄附金控除については記入しないで提出しました。

友人から、「確定申告をするとふるさと納税ワンストップ特例の制度は受けられない」と言われましたが、私は寄附金控除を受けられないのでしょうか？また、その場合はどうしたらよいのでしょうか？



先月に引き続いて寄附金控除のご質問ですね。

「ふるさと納税」とは地方創生を目的として作られた制度で平成27年4月1日以後に都道府県・市町村に対する寄附金が該当します。所得税・住民税が安くなるだけでなく寄附先の地方公共団体からの返戻品も魅力で寄附をされている方が多いようです。

※昨年6月1日以降ふるさと納税の制度が改正され、総務大臣の指定がない地方公共団体に対する

寄附金については、ふるさと納税の対象になりません。指定の有無については総務省のホームページをご覧ください。ワンストップと確定申告との違いについては、下の表をご覧ください。

寄附控除を受け取るには、先月号でご紹介したとおり、所得税等の確定申告書に領収書等の書類を添付して所轄税務署に提出する必要がありますが、「ふるさと納税ワンストップ特例（以下「ワンストップ」といいます。）」は、確定申告をしなくてもふるさと納税先の自治体に申請をしておく、

	ワンストップ制度	確定申告制度
対象者	2,000円以上の寄附をした人で確定申告が不要な給与所得者・年金所得者	2,000円以上の寄附をした者
自治体の数	5団体以内	制限はなし
手続き	ふるさと納税を行う際に、「ふるさと納税ワンストップ特例の申請書」を提出する。	ふるさと納税を行った際発行された受領書等の証明書を添付して確定申告する。
所得税の控除	所得税からは控除されず、翌年度の住民税の減額という形で控除される。	確定申告した年の所得税から控除され、源泉徴収等で既納分の所得税が還付される場合がある。
住民税の控除	所得税分も含め、翌年度の住民税の減額という形で控除される。確定申告した場合と控除される額は同額。	翌年度の住民税の減額という形で控除される。ワンストップ制度と控除される税額は同額。

## ふるさと納税ワンストップ特例



所得税の控除額も含め翌年度の住民税から控除されるという制度です。

このワンストップ制度は、元々確定申告をする必要のないサラリーマンにとってはとても便利な制度ですが、全ての方が適用できる制度ではなく、次のようなデメリットもあります。

### 給与所得者のうち、

- 2箇所以上から給与等の支払を受けている方
- 年間の給与収入の合計が2,000万円を超える方
- 給与所得以外の所得が20万円を超える方

### 年金所得者のうち、

- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円を超える方

など、確定申告が必要な方はこの制度は使いません。

また、①寄附団体は5団体まで、②寄附する都度「ふるさと納税ワンストップ特例の申請書」を寄附先団体へ提出する必要があるなどの制約があります。同じ団体に複数回寄附するような方は、確定申告をする方が楽かもしれません。

ご質問の場合は、ワンストップ制度を申請していたが、所得税等の確定申告をされてしまったと

いうことですので、元々確定申告不要の方を対象としているこの制度は受けられません。

確定申告書に寄附金控除を記載して申告する必要がありましたが、これをせずに確定申告書を提出してしまった場合は、法定申告期限前であれば、訂正申告（正しい内容を記載した申告書を再度提出する方法）を、法定申告期限後であれば更正の請求（当初の申告額と正しい申告額を記載して税額の減額を求める方法）をすることにより、寄附金控除が適用されます。

令和元年分の所得税の法定申告期限は令和2年3月16日（3月15日が日曜日のため）で、もう過ぎてしまっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で、3月6日付国税庁長官告示により、法定申告期限が4月16日まで延長されましたので、それまでにもう一度申告書を作成して税務署に再提出すれば訂正申告をしたこととなります。

また、4月16日を過ぎてしまった場合は、令和7年4月16日までに「更正の請求書」を作成して税務署に提出すれば、寄附金控除の適用を受けることができます。

より詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行各支店の窓口かぶぎん地域経済研究所までお問い合わせください。